

平成26年度 第1回

茨木市都市計画審議会常務委員会
(生産緑地地区)

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	平成26年度第1回茨木市都市計画審議会常務委員会（生産緑地地区）
開催日時	平成26年11月17日（月）午後3時開会・午後3時30分閉会
開催場所	茨木市役所南館6階第2会議室
会 長	建山 和由
出席者	〔 委 員 〕 建山 和由、木村 正文 <以上学識経験者> 池田 恵次、岸田 庸子 <以上市民> 藤本 浩次、大上 眞明 <以上臨時委員> (以上、計6名)
欠 席 者	神吉 紀世子、藤里 純子
事 務 局	柴崎副市長、大塚都市整備部長、田邊都市政策課長、 石野都市政策課計画係長
議題（案件）	<審議する案件> ○市決定案件 ・議第86号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
傍 聴 者	0名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○石野係長	<p>ただ今から、平成 26 年度第 1 回茨木市都市計画審議会常務委員会（生産緑地地区）を開会する。</p> <p>開会にあたり、柴崎副市長からあいさつを申し上げる。</p>
○柴崎副市長	<p>（あいさつ）</p>
○石野係長	<p>本日の出席状況であるが、委員総数 8 名のところ出席者は 6 名となっており、茨木市都市計画審議会常務委員会運営要領第 4 条第 2 項の規定により、会議は成立している。</p> <p>本日は 1 回目の常務委員会のため、委員の皆様を紹介する。</p> <p>（学識経験者、市民委員、臨時委員を順次紹介）</p> <p>それでは、茨木市都市計画審議会常務委員会運営要領第 4 条により、以後の委員会の進行を、建山会長にお願いしたい。</p>
○建山会長	<p>これより議長を務めさせていただくので、協力をお願いします。</p> <p>本常務委員会は、5 月 27 日の第 1 回都市計画審議会設置が承認されたものであり、生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更に係る調査・審議を行うということである。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>『議第 8 6 号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について』</p>
○田邊課長	<p>（議案書 1～9 ページについて説明）</p>
○建山会長	<p>事務局からの説明は以上であるが、意見等はないか。</p>
○建山会長	<p>解除の手続きは、まず、土地所有者から買取申出が申請されるのか。</p>
○田邊課長	<p>生産緑地法第 10 条に基づく買取申出を受けて、まず市及び地方公共団体に買取意向の照会を行う。買取意向が無い場合、JA や農業委員会を通じて、農業従事者などへ斡旋を行う。最終的に買取意向が無い場合、指定の解除となる。</p>
○藤本委員	<p>公共用地としての買取の事例はあるのか。</p>
○田邊課長	<p>最近では、総持寺一丁目で（仮称）JR 総持寺駅周辺整備に関連して、</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>駐輪駐車場用地として、買取した事例がある。</p>
○藤本委員	<p>買取申出を申請するための故障要件はあるのか。</p>
○田邊課長	<p>死亡や失明や手足の切断、また、完治の見込みがない病気等今後農業が出来ない状態になった場合に、医師の診断書及び本人への聞取の上、買取申出を受け付ける。</p>
○大塚部長	<p>生産緑地地区の指定は平成4年に行われており、その後約20年経過しており、今後買取申出が増加することが予想される。</p>
○建山会長	<p>指定の解除後は、宅地程度の課税になるのか。</p>
○田邊課長	<p>そうである。</p>
○建山会長	<p>その他意見等ないか。</p>
	<p>(意見・質問無し)</p>
○建山会長	<p>意見が無いようなので、表決に移る。本案について都市計画の案のとおり可決することに異議はないか。</p>
	<p>(異議無し)</p>
○建山会長	<p>それでは、原案のとおり可決する。</p>
	<p>他に意見等なければ事務局へお返しする。</p>
○石野係長	<p>以上をもって、平成26年度第1回茨木市都市計画審議会常務委員会(生産緑地地区)を閉会する。</p>
	<p>(15時30分閉会)</p>